**弘前市地域リハビリテーション活動支援事業実施要領**

**第１章 目的**

弘前市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施にあたり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職（以下「リハビリテーション専門職」という。）が専門的知見を活かした技術的助言を行うことなどにより、地域における介護予防の取組の強化と高齢者の自立支援に資する取組を促すことを目的としています。

**第２章　事業概要**

（１）支援内容

事業は、地域包括支援センター、高齢者ふれあいの居場所等にリハビリテーション専門職を派遣することにより、以下に掲げる支援を提供します。

①同行訪問（介護支援専門職のアセスメントへの同行・助言、サービス担当者会議等への出席等）

②高齢者ふれあいの居場所への支援（介護予防に関する講座等の実施、開設の支援等）

※ここに記載する内容以外にも、本事業の目的に沿っており、かつリハビリテーション専門職の専門性を生かせる内容であれば、要望にお応えできる場合があります。

（２）実施要件

　①１回あたりの提供時間は、３０分以上１時間未満とします。

　②同一の希望者に対して実施できる支援の回数は、年度内２回を上限とします。

　③同一の希望者に対して、同一年度に同一内容の支援は２回以上実施できません。

　④同一の希望者に対して、２回以上の支援を同日には実施できません。

⑤利用者の介護保険サービスにおいて派遣するリハビリテーション専門職が関与していない者に係る内容に限ります。

（３）利用できる者

　　地域包括支援センター、高齢者ふれあいの居場所登録団体、生活支援コーディネーター等

（４）活動日時と従事者

　①活動日

　　月曜日から金曜日（土日、年末年始及び国民の祝日除く）、９時から１７時

　　※土日、国民の祝日でも対応できる場合がありますので、ご相談ください。

　②従事者

　　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のうち、要望に適した者

（５）利用者負担

　　利用者負担なし（原材料費等の実費負担分は負担あり）

※専門職への報酬は、実績に応じて市が支払います。

**第３章　利用の流れ**

事業を利用する際の手続きは以下のとおりです。

①申請者は、実施日時の原則１か月前までに、弘前市地域リハビリテーション活動支援

事業利用申請書（様式１号）を市に提出する。

※１か月前に提出が困難な場合等は、内容に応じて利用できる場合がありますので、ご相談ください。

※派遣を希望するリハビリテーション専門職が不明な場合等は、備考欄にその旨を記載してください。市で派遣するリハビリテーション専門職を調整し、申請者へ調整した結果をお伝えいたします。

②市がリハビリテーション専門職の派遣調整を実施。決定後、弘前市地域リハビリテー

ション活動支援事業利用決定通知書（様式２号）を申請者に通知する。

③申請者から担当専門職へ連絡し、日程調整及び情報共有等を行う。

④事業を利用

⑤派遣終了後、リハビリテーション専門職は、弘前市地域リハビリテーション活動支援事業実施報告書（様式３号）を市へ提出する。

**利用申込及び問い合わせ先**

　　担当　　弘前市福祉部介護福祉課　自立・包括支援係

　　住所　　弘前市大字上白銀町１番地１

　　電話番号　　0172-40-4321　(直通)

　　FAX　　0172-38-3101

　　メール　 kaigo@city.hirosaki.lg.jp